



磐健国第 2431 号
令和 5 年 1 月 12 日

磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長 山 田 悟 史 様

磐田市長 草地 博昭



出産育児一時金の支給金額の改正について（諮問）

国民健康保険条例に基づく保険給付である出産育児一時金の支給金額の改正について、磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（平成 17 年磐田市規則第 68 号）第 3 条の規定により以下のとおり諮問します。

1 諮問の目的

出産育児一時金の支給金額の改正

2 理 由

令和 5 年度予算案が閣議決定し、全国一律で出産育児一時金の支給金額が 50 万円（8 万円引き上げ）となりました。

当市もこれに準じて支給金額を引き上げたく、運営に関する協議会の意見を求めるものです。

3 諮問事項

令和 5 年度から健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 101 条の政令で定める出産育児一時金の金額として健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条に規定する「40.8 万円」が「48.8 万円」となることに伴い、磐田市国民健康保険条例第 5 条に定める支給金額を「42 万円」から「50 万円」に引き上げます。

現 行：40.8 万円＋加算額※ 総額 42 万円

改正後：48.8 万円＋加算額※ 総額 50 万円

※加算額 1.2 万円は産科医療補償制度掛金分